

平成 25 年 1 月 28 日

自動車局貨物課

「先進環境対応型ディーゼルトラック等の導入に対する補助」 の実施について

平成 25 年 1 月 15 日に閣議決定された平成 24 年度補正予算案において、トラック輸送の省エネルギー対策を一層推進するため、低公害車普及促進対策費補助制度において、特に環境性能の高い大型トラック(先進環境対応型ディーゼルトラック)の導入についても本補助制度の対象に追加し、支援を行うこととしています。


現在予定している補助制度の概要等について以下のとおりお知らせします。なお、本制度の実施には、補正予算案が国会において可決・成立することが前提となりますのでご留意下さい。

1. 補助対象

(1) 先進環境対応型ディーゼルトラック

以下①～③の要件を全て満たすものが補助対象になります。

- ① 車両総重量 12t 超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること。

<p>「平成 27 年度重量車燃費基準達成車」 かつ「平成 21 年排出ガス基準適合かつ NOx・PM+10%以上低減車」</p>	
<p>「平成 27 年度重量車燃費基準+5%以上 達成車」かつ「平成 21 年排出ガス基準適 合車」</p>	

- ② 平成 25 年 1 月 15 日から平成 25 年 3 月 29 日までに新車新規登録された車両であること。
- ③ ①の導入にあたり、長期規制(平成 9・10・11 年規制)以前の排出ガス規制に適合する事業用トラックの廃車^{※1}を伴うものであること。

※1 「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。

- ④ 1 事業者あたり 3 台を上限((2)を含む。補助対象事業者がリース事業者の場合は、借り受ける事業者あたり 3 台を上限)に補助することとする。

(2) CNGトラック及びハイブリッドトラックについては従前のおり。

(<http://www.mlit.go.jp/common/000217444.pdf>)

2. 補助額

補助対象	補助率	補助額
先進環境対応型 ディーゼルトラック	経年車の廃車を伴う新車導入の場合 通常車両価格との差額の 1/2 以内又は 車両本体価格の 1/4 以内	左記により <u>100万円</u>

CNGトラック及びハイブリッドトラックについては従前のとおり。

3. 予算総額

約15億円^{※2}

※2 補助は予算の範囲内で実施し、補助金は申請順に交付します。

したがって、3月29日までに登録された自動車であっても、予算枠を超過した場合は、補助金が交付されません。

4. その他

申請方法の詳細等につきましては、後日、国土交通省自動車局ウェブページにおいて公表します。<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kankyo.html>

〔問い合わせ先〕	国土交通省自動車局貨物課 山崎、鈴木、岡部 電話 03-5253-8111(内線 41322) 03-5253-8575(直通) FAX 03-5253-1637
----------	---